

花いっぱい運動助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民等が共同して実施する花いっぱい運動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに花いっぱい運動の普及事業を行う。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者（以下「事業者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 杉戸町コミュニティづくり推進協議会会員（以下、「会員」という。）
- (2) 杉戸町内の 10 戸以上で構成する地域住民グループ（以下、「住民グループ」という。）
- (3) 杉戸町内自治会、婦人会、PTA 等の地域に密接した地域住民団体（以下、「住民団体」という。）

(助成の提供)

第3条 杉戸町コミュニティづくり推進協議会環境・まちおこし部会部会長（以下「部会長」という。）は、事業者が事業を行った場合、毎年度予算の範囲内において必要な助成を行う。

(助成対象事業)

第4条 広場、公園、運動場、児童遊園、集会所等のコミュニティ施設又はその周辺における植栽、及び、商店街、街路等の公共の場所における植栽に要する苗木、苗及び種子の購入費とする。なお、役務、維持管理経費、用具等は、助成の対象としない。

(事業実施場所の管理者の承諾)

第5条 事業者は、植栽を行おうとする場所の管理者の承諾を得てから事業を実施しなければならない。

(助成金)

第6条 助成金は、事業者に対し年2回を限度とし、1件につき次の額とする。ただし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てる。

- (1) 会員 30,000円を限度とする額とする。
- (2) 住民グループ又は住民団体 20,000円を限度とする額とする。

2 第1回目の助成については、前項各号の金額を助成する。ただし、第2回目の助成については、予算の範囲内において額を決定し助成する。

(申請手続き)

第7条 助成事業による計画準備等や予算の効率的な運用を図るため、助成金の交付を受けようとする事業者は、事業開始前に花いっぱい運動助成対象事業申請書（様式1号）を部会長あて提出しなければならない。ただし、申請書は、事業実施予定日の前月の1日から事業予定日の2週間までに提出する。

(助成の決定)

第8条 部会長は、提出された申請書の内容を審査したのち、花いっぱい運動助成事業助成決定通知書（様式第2号）により事業者に助成決定について通知しなければならない。

2 助成決定を受けたものは、事業実施予定日またはその予備日までに事業を行わなければならない。

(助成金の請求手続き)

第9条 事業者は、事業終了後 15 日以内に花いっぱい運動実績報告書兼助成金請求書（様式第3号）に当該事業に関する添付書類を添えて、部会長に助成金の請求をしなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 部会長は、提出された実績報告書の内容を審査したのち、助成の対象及び助成額を決定し、花いっぱい運動助成対象及び助成金交付決定通知書（様式第4号）により請求者にその決定について通知しなければならない。

2 助成金の交付を受けたものは、助成の対象となった事業が、「花いっぱい運動」の普及事業によるものであることを考慮し、当該施設、緑地帯、又は花壇等に杉戸町コミュニティづくり推進協議会の助成事業にかかる表示をしなければならない。

3 事業者が回覧またはコミュニティ紙等を発行している場合は、それを通じて当該事業の普及広報に努めなければならない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。